

# 第9回 農業委員会総会議事録

平成27年3月23日開会

中標津町農業委員会

平成27年3月23日、第9回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 和泉光広  |
| 2番  | 後藤田宏幸 |
| 3番  | 高橋正一  |
| 4番  | 赤波江信二 |
| 5番  | 佐野弥奈美 |
| 6番  | 國光達男  |
| 7番  | 小林亨   |
| 8番  | 飯島浩   |
| 9番  | 中村正生  |
| 10番 | 笠原康博  |
| 11番 | 氏家康夫  |
| 12番 | 杉本公也  |
| 13番 | 本田信幸  |
| 14番 | 本田芳明  |
| 15番 | 纓坂尚久  |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔   |
| 18番 | 戸田重勝  |

附議した案件

- 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
議案第 42 号 平成 27 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について  
議案第 43 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める別段の面積  
(下限面積) について  
議案第 44 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について  
議案第 45 号 中標津町農地基本台帳点検等実施規程の廃止並びに中標津町農地台帳管理点検等  
実施規程の制定について  
報告第 16 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について  
報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について  
報告第 18 号 農政委員会開催報告について  
報告第 19 号 農地委員会開催報告について  
報告第 20 号 農地法第 5 条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
係	齋藤光代

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。  
ただ今の出席委員は 18 名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第 9 回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
1 番、和泉光広 委員。  
2 番、後藤田宏幸 委員。  
以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。  
事務局長。

- 事務局長 2 月 26 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

中標津町議会3月定例会が、3月2日から12日までの日程で開催され、一般行政報告、教育行政報告、平成26年度補正予算、平成27年度施政方針、平成27年度教育行政方針、一般質問、平成27年度予算、各種条例の制定、改正等について審議し、可決決定されております。本議会開催の12日に会長が出席しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。  
日程3、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第17号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の68ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積38,453㎡の内16,000㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成27年1月1日から平成36年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年3月22日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第39号(1)に関連するもので、現在使用貸借中の農地の一部について、分筆により地番、地積が変更となっていたため、訂正し再契約するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。  
日程4、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積22,517㎡の内21,000㎡ほか1筆。合計、畑、39,500㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の委譲を受け農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成27年3月23日から平成36年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲した農地の一部について、分筆されている農地が判明し、さらに調査したところ現況が農地である土地を確認したことから追加で使用貸借するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました、議案第39号(2)について説明いたします。  
5ページをお開きください。(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,216㎡ほか1筆。合計、畑、1,750㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、狭小農地を隣接農家へ贈与するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。  
この件につきましては、先月の総会において、〇〇〇〇氏の申し出により離農の資産処分時、一部現況農地で残った土地を分筆し親戚である〇〇〇〇氏に贈与するため申請があり、許可されたものですが、精査したところなお残地があったため追加で申請するものであります。申請地は〇〇氏の圃場と地続きであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この贈与は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、報告第16号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 報告第16号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1)について説明いたします。66ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号。平成26年4月25日付、中農委4第1号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利、黒墨、土採取。5、事業計画の期間、平成26年4月25日から平成27年4月24日まで。6、事業完了年月日、平成26年12月22日。7、完了検査年月日、平成27年3月12日。

この完了届けにつきましては、平成27年3月11日付け届出により、平成26年12月22日、採取完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査ができず、完了報告の写真にて確認したところです。

なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程6、報告第19号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 櫻坂委員長

櫻坂委員長 報告第19号「農地委員会開催報告」について、72ページをお開きください。  
平成27年1月28日(木)3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容、1、平成27年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について  
中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、平成27年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

本町における平成26年1月から12月の売買事例では、ha当り80万円の事例が2件あり、最も多く取り引きされた事例は、ha当り70万円から75万円で全体の33.3%、75万円から80万円が17.5%で合わせると半分を占めていました。

単価平均は、628,000円で対前年比では34,000円低い価格となり、平成23年の678,000円から3年連続の下落となっておりますが、過去10年間で一番低かった平成20年の588,000円よりは高い数値となっております。

近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきていますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しております。今日、TPP交渉など農業を取り巻く情勢が不透明であり、現在の農地価格を見直す判断は大変に困難な状況となっております。今後において、その情勢が明らか

かとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状で価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。以上検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であることから、平成27年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクタール当たり80万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。

## 2、下限面積（別段の面積）設定について

下限面積は、農地法第3条第2項第5号の規定より各農業委員会で設定できることとなっておりますが、併せて毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから平成27年度の下限面積について協議の結果、次のとおり結論を得ております。

### ○協議結果

別段の面積を設定する場合、管内の営農規模が定めようとする別段の面積未満となる戸数が総農家戸数の40%をくだらないように配慮すること、遊休農地が相当数存在する場合に設定することとなっており、現在本町管内で下限面積（2ha）未満で営農している農家はなく、遊休農地の解消も進み小面積となっていることから平成27年度も別段の面積は設定する必要ないとの結論としたところであります。

## 3、農業用施設建設に係る農地転用について

〇〇〇〇氏が農地転用により牛舎を新築したいとの申出があり協議した結果、次のとおり結論を得ております。

### ○協議結果

建設予定地は、1種農地であり転用は原則不許可であります。牛舎等の農業用施設建設が不許可の例外に該当し、当該予定地が現経営地と離れた位置となりますが、現経営地は幹線道路から離れており立地条件も悪いため、牛舎新築を契機に当該予定地に移転を計画するものであり、本農地転用は止むを得ず許可相当と判断したところであります。以上、農地委員会の開催報告とします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程7、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」

（1）について説明いたします。8ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 50,415 m<sup>2</sup>の内 11,245 m<sup>2</sup>ほか 1 筆。合計、畑、17,852 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨、土、採取のため。4、転用期間。平成 27 年 4 月 27 日から平成 28 年 4 月 26 日。5、採取量、砂利 12,230 m<sup>3</sup>、黒墨 15,593 m<sup>3</sup>、土 20,781 m<sup>3</sup>。6、最大切深 12.4 m。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。〇〇氏の 4 条申請による砂利等採取については平成 7 年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団で利用しやすい農地として利用可能になることから、別添の農地法第 4 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第 40 号(2)について説明いたします。10 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 14,049 m<sup>2</sup>ほか 2 筆。合計、畑、19,147 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。4、転用期間。平成 27 年 5 月 1 日から永久転用。5、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、畜産クラスター事業により農業用施設を建設するため申請があったものです。

申請面積については、19,147 m<sup>2</sup>で、平成 26 年 12 月 5 日に第 4 地区推進班において現地確認を行い、既存の農業用施設付近で用地選定しましたが、転用できる土地ではなかったため、後日再選定したところ、本申請地については作業道路に隣接しており、農業振興地域整備計画の用途区分を農業用施設用地に変更中であり、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第 4 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声



議長      ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり諮問致します。  
日程 8、議案第 4 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。  
なお、本案件につきましては、(1) から (3) と、(4) (5) と (6) から (2 7) の 3 回に分けて審議を致します。(1) から (3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)   高橋委員。

高橋委員   上程になりました議案第 4 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) から (3) について説明いたします。  
1 3 ページをお開きください。(1) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 44,288 ㎡ほか 2 筆、合計 75,358 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 282,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。なお、(2) から (3) につきましても貸主が同一であることから、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。  
1 5 ページをお開きください  
(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 16,549 ㎡ほか 1 筆、合計 32,473 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 122,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。  
1 7 ページをお開きください。  
(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 17,829 ㎡ほか 2 筆、合計 58,251 ㎡。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 220,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作物、野菜栽培。9、適用。農業経営基

盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

議案第41号、(4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第41号(4)(5)について説明いたします。19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、鉏路市〇〇〇〇番〇〇号、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積43,621㎡の内30,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格。年60,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作物、そば栽培。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は21ページのとおりです。なお、(5)につきましても貸主が同一であり見取図につきましても21ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。20ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積33,778㎡ほか3筆、合計115,692㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格。年485,900円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇

人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
……………(〇〇委員着席後)……………  
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。  
議案題41号(6)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第41号(6)から(13)について説明いたします。  
22ページをお開きください。  
(6)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町丸山2丁目22番地中標津町長、小林実。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内65,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。6、価格。年130,000円。7、資金調達方法。自己資金。  
8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は30ページのとおりです。なお(7)から(13)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても30ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。  
23ページをお開きください。  
(7)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内68,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期

間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 136,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

24 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 600,097 ㎡の内 52,000 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 104,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、乳牛〇〇頭、肉牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

25 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 600,097 ㎡の内 143,000 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 286,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

26 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 192,274 ㎡の内 76,000 ㎡ほか 1 筆、合計 156,000 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 200,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

27 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 192,274 ㎡の内 83,000 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 166,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。28 ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 482,353 m<sup>2</sup>の内 165,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 678,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。29 ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 482,353 m<sup>2</sup>の内 46,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 366,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上 8 件の案件につきましては、1 年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6) から (13) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(14) から (21) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第 41 号 (14) から (21) について説明いたします。  
31 ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町丸山 2 丁目 22 番地、中標津町長、小林実。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 50,304 m<sup>2</sup>の内 50,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 28,750 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 39 ページのとおりです。

なお、(15) から (21) につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても 39 ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。32 ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 51,197 m<sup>2</sup>の内 50,000 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計 77,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 44,275 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

33 ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 49,345 m<sup>2</sup>の内 49,000 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計 126,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 72,450 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

34 ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 48,812 m<sup>2</sup>の内 48,000 m<sup>2</sup>ほか2筆、合計 78,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 44,850 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

35 ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 67,662 m<sup>2</sup>の内 67,000 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計 96,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。6、価格。年55,200円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

36ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 76,352 m<sup>2</sup>の内 76,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。6、価格。年43,700円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

37ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 23,575 m<sup>2</sup>の内 23,500 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計 56,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。6、価格。年32,200円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

38ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 41,234 m<sup>2</sup>の内 41,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間

満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。6、価格。年23,575円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上8件の案件につきましては、1年ごとの賃貸借の契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14)から(21)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(22)から(27)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第41号(22)から(27)について一括して説明いたします。

40ページをお開きください。

(22) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23。公益財団法人 北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積42,319㎡ほか6筆、合計143,048㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年3月24日から平成32年1月28日まで。6、価格。年203,060円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は47ページのとおりです。

なお、(23)から(27)についても貸主が同一であり、見取図につきましても47ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。

42ページをお開きください。

(23) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積35,238㎡ほか1筆、合計77,921㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年3月24日から平成32年1月28日ま



で。6、価格。年 103,060 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

4 3 ページをお開きください。

(24) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 2,094 ㎡ほか 3 筆、合計 66,352 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 3 月 24 日から平成 32 年 1 月 28 日まで。6、価格。年 80,640 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。4 4 ページをお開きください。

(25) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 41,596 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 3 月 24 日から平成 32 年 1 月 28 日まで。6、価格。年 57,400 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

4 5 ページをお開きください。

(26) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 38,201 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 3 月 24 日から平成 32 年 1 月 28 日まで。6、価格。年 111,980 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

4 6 ページをお開きください。

(27) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 37,281 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 27 年 3 月 24 日から平成 32 年 1 月 28 日まで。6、価格。年 45,740 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤

強化促進事業。

この6件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地をあっせん会議により決定した、5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(22) から (27) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の(6) から (27) について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程9、議案第42号「平成27年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第42号「平成27年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。49ページをお開きください。  
平成27年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。  
1ha 当り上限80万円。  
この案件につきましては、報告第19号にて櫻坂委員長から説明がありましたとおり、上限価格を現行の80万円に据え置くことで意見の一致をみております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程10、議案第43号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
（挙手あり） 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第43号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積」について提案理由のご説明を申し上げます。  
51ページをお開きください。  
農林水産省が定める「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされていることから、先の農地委員会により協議し結論を得ており、現行の下限面積2haの変更は行わないものであります。  
理由といたしましては、（1）農地法施行規則第20条第1項の適用によります、別段の面積未達となる農家数の制限と（2）農地法施行規則第20条第2項の適用によります遊休農地割合の状況を勘案し変更しないとしたものであります。  
以上で提案理由の説明とさせていただきます。説明が終わりましたので質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程11、議案第44号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。  
内容を事務局から説明願います。  
（挙手あり） 農地係長。

農地係長 議案第44号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。53ページをお開きください。  
平成25年度分といたしまして、〇〇〇〇の提出がありました。  
54ページ55ページが平成26年度分でございます、  
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、  
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以上10件の提出がありました。  
平成26年11月25日以降に受理した報告書でございます、記載の通り、いず

れも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は、承認されました。  
日程12、報告第18号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員長 報告第18号「農政委員会開催報告」について、70ページをお開きください。平成27年2月26日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。  
審議内容、1、中標津町農地台帳管理点検等実施規程(案)について  
平成26年の農地法改正により農地台帳が法定化され、本年4月1日からその公表が農業委員会の業務となることに伴い農地台帳管理規程の制定が必要となることから規程の内容を協議し次のとおり結論を得ております。  
協議結果、事務局から提出された中標津町農地台帳管理点検等実施規程(案)により条項毎に協議し必要な訂正を行い、3月総会に提出する実施規程としたところであります。  
2、平成27年度中標津町農業委員会総会開催日程について  
本農業委員会の平成27年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。  
審議結果、本年までは総会を年11回開催しておりましたが、最近の農地移動状況から1回の総会に提出される案件が多くなっているため、毎月開催する必要があるとの意見が出され協議により年12回開催の結論となったものであります。  
以上、農政委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程 13、議案第 45 号「中標津町農地基本台帳点検等実施規程の廃止並びに中標津町農地台帳管理点検等実施規程の制定について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長

上程になりました、議案第 45 号中標津町農地基本台帳点検等実施規程の廃止並びに中標津町農地台帳管理点検等実施規程の制定について提案理由のご説明を申し上げます。今回の規程の制定は、平成 26 年農地法改正に伴います、農地台帳の法定化による、公表に係る事務処理等を定めようとするものでございまして、現規程を改正で行う場合、規程の名称の改正から、多岐に亘る条文改正、追加が必要となりますことから現在の規程を廃止し、新たに規程を制定するものでございます。

57 ページをお開きください。

中標津町農地基本台帳点検等実施規程を廃止する規程でございます。附則としまして、この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

制定いたします規程の条文のご説明を申し上げます。58 ページをお開きください。中標津町農地台帳管理点検等実施規程、第 1 条は目的でございます。

この規程は中標津町農業委員会（以下「本委員会」という。）が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、農地法などに定めるもののほか、その記録内容の点検、補正及び記載内容の公表等に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本町の農業振興に資することを目的とする、ものでございます。

第 2 条は（点検等の対象となる事項）でございます。

農地台帳の点検等は、「農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について」に示された記録事項について、本委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施する、とするものでございます。

第 3 条は（定期的な点検等の実施等）でございます。

毎年、農業委員会委員選挙人名簿の調製の時期と並行して農地台帳の点検等を実施するものとする。

2 前項の点検等は、委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査の際に、全農家を対象として農地台帳の筆別情報及び世帯情報を記した調査表の配布及び回収を行うことで実施する。

3 農地台帳の記録事項のうち、委員選挙人名簿調製のための調査によっては情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。

4 農地台帳の記録のうち、農地法第 30 条に基づく農地の利用状況調査、農地法第 32 条及び第 33 条に基づく利用意向調査、遊休農地の措置の状況については、各調査の実施後に把握した情報に基づき整理する、とするものでございます。

第 4 条は（随時補正の実施）でございます。

前条による点検等及び照合のほか、本委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通じ、記録内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを反映する、とするものでございます。

第 5 条は（点検等の実施管理）でございます。

農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、

当該者に本委員会事務局長を充てるとするものでございます。

第6条は（記載内容の公表等）でございます。

農地台帳及び農地に関する地図の公表は、農地法第52条の3に基づき、インターネットによる公表、農業委員会による窓口公表等により実施するものでございます。

第7条は（インターネットによる公表）でございます。

農地台帳及び農地に関する地図におけるインターネットによる公表は、農地情報公開システムにおいて実施する。本委員会は、全国農業会議所により定められた時期において、農地台帳のインターネットで公表する記録内容を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供するものでございます。

第8条は（窓口での公表等）でございます。

農地台帳及び農地に関する地図の窓口での公表等は、これらの情報の閲覧・提供を希望する者からの請求に基づき、農地台帳に記録されている事項の一部を記載した閲覧用農地台帳を閲覧および農地台帳記録事項要約書を交付することにより実施するものでございます。

第9条は（窓口での公表等の日時）でございます。

窓口での公表等の日時は、次のとおりとする。

(1) 公表等の日は、条例に規定する休日を除いた月曜日から金曜日とする。

(2) 公表等の時間は、午前9時から午後5時とするものでございます。

第10条は（農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧の請求情報等）でございます。

請求者は、農地台帳および農地に関する地図の情報の閲覧・提供を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報を提供しなければならないこととし、

(1) は、氏名又は名称、住所、(2) は、農地の所在・地番、(3) は、連絡先、

(4) は、使用目的、(5) は、請求に係る書面の通数、と定めているものでございます。

第11条は（請求の方法等）でございます。

請求者は、別記第1号様式により請求書を本委員会に提出する方法によりしなければならない。としているものでございます。

第12条は（閲覧用農地台帳の作成）でございます。

閲覧用農地台帳は、別記第2号様式により作成する、としているものでございます。

第13条は（農地台帳記録事項要約書の作成）でございます。

農地台帳記録事項要約書は、別記第3号様式により作成する、としているものでございます。

第14条は（閲覧の方法）でございます。

農地台帳の閲覧は、本委員会職員の面前でさせる、としているものでございます。

第15条は（手数料の徴収）でございます。

農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書を交付する際は、請求者から手数料を徴収するものとする。

2では、前項の手数料の額は、条例にて定める、としているものでございます。

第16条は（農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供）でございます。農地法施行規則第103条第1項に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。とし、

2では、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な以下の条件を付すこととする。として(1)から(5)までは、機構が遵守しなければならない事項を定めているものでございます。

(6)では、上記に定めるもののほか、提供を受けた事項については、農地中間管理機構として北海道知事の指定を受けている公益財団法人北海道農業公社の定める個人情報保護規程に基づいて、適切に管理するものとする。としてございます。

3 機構への情報提供の方法等については、機構と協議して定めることとする。ものでございます。

第17条は(委任)でございます。

この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮って定める。とするものでございます。62ページは、別記第1号様式農地台帳閲覧・記録事項要約書交付申請書。63ページは、別記第2号様式閲覧用農地台帳。64ページは、別記第3号様式農地台帳記録事項要約書を定めているものでございます。

61ページに戻っていただきまして。

附則としましてこの規程は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程14、報告第20号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第20号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。

75ページをお開きください。

許可日 平成27年2月19日付

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示につきましては記載のとおりです。

3、許可期間は平成27年4月1日から永年となっております。以上で報告を終わります。

議長 以上で報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第9回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 14時27分)



以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月23日

会 長 安 田 稔

1 番 和 泉 光 広

2 番 後藤田 宏 幸